

秋田県総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、秋田県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について、法の定めるもののほか、必要な事項を定める。

(招集の通知)

第2条 知事は、会議を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び協議すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。

(議長)

第3条 知事は、会議の議長となり、議事を整理する。

(議事の決定方法)

第4条 会議の議事は、知事と教育委員会の合意をもって決する。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。

3 議長は、会議場整理のため、傍聴人の員数を制限することができる。

4 傍聴人は、議席に入ることはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

一 凶器その他危険物を携帯した者

二 酒気を帯びた者

三 その他議長が傍聴を不適當と認める者

6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

一 傍聴席への立入り及び歩行は静粛にすること。

二 帽子、外とう等は着用しないこと。

三 発言をしないこと。

四 飲食又は喫煙をしないこと。

五 その他会議を妨害する行為をしないこと。

7 傍聴人がこの要綱に違反し、又は議長若しくは係員の指示に従わないときは、議長は退場を命ずることができる。

8 傍聴人は、会議が終了したとき、退場を命ぜられたとき又は議長から指示があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第6条 知事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の開催日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 意見聴取のために会議に出席した者の氏名
- 四 会議に付した協議事項及び協議内容の要旨
- 五 会議に付した調整事項及び調整結果
- 六 その他会議の経過に関する事項

2 知事は、議事録を作成したときは、美の国あきたネットに掲載し、公表するものとする。ただし、会議を非公開とした場合は、当該非公開とした部分については、この限りではない。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、企画振興部総合政策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事と教育委員会が協議の上、定める。

(附則)

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。